

司法書士法教育ネットワーク第2回定時総会・記念研究会
法教育の教材開発と法律実務家の役割

(7-4)

2010年5月23日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 我妻秀範氏 京都府立綾部高等学校教諭
葉狩宅也氏 京都府八幡市立八幡小学校教諭
関本祐希氏 大阪府守口市立大久保中学校教諭
杉浦真理氏 立命館宇治中学高等学校教諭
小牧美江氏 司法書士ネットワーク事務局長
田實美樹氏 司法書士ネットワーク事務局
進行役： 西脇正博氏 司法書士法教育ネットワーク会長

(4)

西脇

次は、高校の教員の立場からということで、杉浦さん、よろしくお願いします。

(4) 司法書士さんとコラボした授業づくり(高等学校)

杉浦

立命館宇治中高の杉浦です。中学校で教えることもあるのですが、今のところ高校でやっています。

この間2007年から法教育に取り組んでまして、西脇さんとは2008年より一緒に授業をしている経緯があります。私がどうこうというよりは、司法書士さんとの連携でどのような授業ができるかという事例を見ながらお話ししていこうと思います。

本題に入る前なんですけれども、なかなか生徒達を取り巻く現状というのは高校によって違うということがあるんですけれども、自分の生活と社会がなかなか結びつかないというのがあります。自分と家庭と部活動とコンビニと。その辺をぐるぐる回っています。したがって、政治が動いているとか、核兵器の廃絶がどんな風にニューヨークで進んでいるか(注：2010年5月3～28日、国連で開催の核拡散防止条約(NPT)再検討会議の内容、この開催に合わせた核兵器廃絶のための国際行動デーや署名活動などの国際的な市民運動の動きなど。)そういうのは何か他人事のように感じられてしまう。普天間のことを沖縄以外の人には他人のふりしてると批判される政治家がいますが、事実、そういった現状があるのかなあというふうに思います。それは、市民社会、私たちの社会が、子どもたちに十分な教育をさせてもらってないと同時に、一人一人の子どもたちが社会の一員として育っていくのが非常に難しくなっている社会である。それをやっぱり理解していく必要があります。そういった点で、私は、シティズンシップ教育、市民を育てるという視点で法教育をつかっていくのが有効ではないか。そういう視点から、この間、授業をつくるようにしています。つまり、一人一人かけがえのない個人ですけれども、そういった人たちがつながって集まって、つながって社会を形成していくわけですから。そういった社会のどうやって一員になっていくのか、どうやったら判断力を育てることができるのか。ただ社会の一員たれという命令ではなくて、個人個人の自由をより広げていくために連帯を作る。そのために法があったり、社会制度がある。そういうシティズンシップの視点から法教育をやりたいと思ってやっています。

最初に、我妻さんからお話しがあったのですが、法教育研究会というのが大きいインパクトを与えているんですけれども。我妻さんのレジュメの中で(法教育研究会が提示した)「ルール作り」、「私法と消費者保護」、「憲法」、「司法」という4領域が示されている。これにそったいろいろな実践が行われています。ご存知の通りこの5月21日は裁判員制度開始から1年ですね。この中で、とりわけ学習指導要領には「司法教育」というのが優先されています。学校現場では、どうやってこの裁判員に育てたらいいのか、そういった視点から法教育に取り組む現場が一番多いのです。ただ、私がやはり大事だと思うのは、先ほど関本さんが言われたとおり、憲法の個人の尊厳を生かした社会、あるいは

法をどういう風に教えるのかというのはすごく大事だと思いますし、葉狩さんがやられているルール作り、こういったかけがえのない個人が社会で暮らしていくときにどんなルールが必要なのか、あるいはどうやって動かしていくのか、そういうものもすごく大事だと思っています。

したがって、こういった4つの領域を含めながら、さらにこういう非正規社会、非正規労働からしか入っていけない社会になっていきますので、社会に密着した授業作りが、今、求められていると思います。

今日、私がお話させていただくのは、そういった実践の中から、特別講師としておこしいただいた3人の司法書士の方との実践について、発表と報告をさせていただきたいなと思います。

まず1点目が2008年度と2009年度に西脇さんに来ていただいて授業をしました。先ほどご案内のように、司法書士の皆さんは、『青少年のための法律講座』という非常に優れたパワーポイント(PPT)教材を作られております。これ自体とても優れているのですが、あえて西脇さんにオーダーしたのは、「法を作りかえる力」というのを生徒が実感できる授業ができないか、というのが私のオーダーです。これに、西脇さんが答えていただいた(資料1~5頁)。特に、司法書士のみなさん、長年活動されている方は、消費者運動と司法書士の活動を知っておられますので、司法書士会・弁護士会が頑張っただけで法律を変えてきた、という経験がありますので、それをどう教えるかということで、一緒に実践をつくりました。

最初の1頁(資料1頁)を開いていただくと、「クイズ『THE 契約』」というのが入っていて、このへんはたぶん、どの消費者関係の授業でも、多くの司法書士さんもやられていると思いますが、「契約って何かな」ということが書いてあります。これ自体は、そんなに難しくないし、生徒の常識から契約というのは自動販売機で買うのも契約だとは最初は理解できないのですが、だんだん分かってきます。さらに、クレサラ問題を取り上げる際には、利息の計算を具体的にしてもらいます(資料2頁)。これはすごく有効だと思います。30万円を1か月借入れしたら、単利計算と複利計算とは異なるんですが、こういうのをひとつひとつ丁寧にやっていく。これ、高校生でも計算できない子が結構いる。ひとつひとつ丁寧にやっていくと、そこに利率が何%と書いてあるのがいかに恐ろしいことになるのか、実感できると思うんです。やっぱりこうやって考えないと実感できないんです。例えば年29%の利息といっても、生徒はとてもイメージできないんです。それからよくテレビで聞くりが払いの大変さなども、計算の中で分かっていくようになる。実際やってみないとわからないので、「実際にやってみよう」というワークですね、こういったものを授業に入れていただけるととても生徒はちゃんと実感できると思います。

今は、グレイゾーン金利の問題はほぼ解決して、消費者金融各社も29.2%なんてもうないですけども、つい最近までこういう状況があったということ(資料3~5頁)。こういう状況を、グレイゾーン金利を廃止するという色んな働きかけがあって、国会で法改正によって実現したということ、運動の中身も含めてお話しをしていただきました。本校の生徒の多くが利用する最寄の私鉄駅の駅前でも署名が集められていた。人々の声を集めることによって法律は変えられるんだということ、そういうことを知ってもらうというのはとても大事なことです。「法は守るものだ」と思っている子が多いですけども、「法は自分たちの自由や平等を広げていくために変えたり、作ったりしていくことができるんだ」と、そういう能動的な市民を育てる、そういう意味でこの実践は大成功だったと思います。

続きまして、労働問題なんですけれども、そこにいらっしゃる浅井さん(注:浅井健司法書士。当ネットワーク事務局次長)から京都新聞にこういうのが掲載されている(2009年5月7日付記事「労働問題テーマに高校へ出前授業 府内の司法書士ら企画」と)教えていただいて、じゃあこれはぜひやってもらいたいということをお願いしました。ここでは、法律自体というよりは現状を見ていく力、現状を見据える力というのを課題としてあげています。

浅井さんの講義（資料6～9頁）はワーキングプアのお話で、2009年度にきていただきました。それに前後しまして教科書にでている最近の労働状況、日本の最低賃金の状況や、生活保護に関して授業しまして、それにかかわって、専門家からこういうことあったよという話をききまして、大変有効であったと思います。また、最低賃金と生活保護費の比較をしてみる。今、たぶん7、8の都道府県では、最低賃金が生計保護で支給される金額よりも低い状態で、つまり、ちゃんと働いてもまったく生活ができない状況がある。そういったものも知らせながら、生活保護費について考えてもらう。北九州市で、男性がおにぎり食べたいと言いながら亡くなられた話などもして、実際には生活保護は簡単には受けられないという現状もお話しいただきました。

次に、生活困窮におちいった原因のひとつに、さきほどの多重債務の問題があったり、生活困窮におちいったときのセーフティネットの問題、賃金の格差、労働時間、様々な社会的な統計も挙げながら、今の社会がどんなものなのか、ということをお話してもらいました。

最後に生活保護の話になりまして、こういう賃金が切り下げられる社会の中では、生活保護費自体も切り下げられていくと。京都でも、高齢者加算廃止に対して裁判（注：生活保護費の老齢加算廃止を違憲であるとして、処分の取消等を求めた訴訟）が起こっていますが、母子加算だとか高齢者加算の廃止という憲法25条の精神が切り下げられていく社会の現状があるという話があります。これだけではなくて、私の授業の方では、欧州のような高福祉社会をどう作れるかということで、そういう現状を見据えていくときに、データをあげながら緻密に話をいただくということは、生徒にとって非常に財産となっただろうと思います。

こんな形で、法教育の一部に生活保護や最低賃金法も見ながら、現状も伝えるということも、授業としてやっていけたらなと思っています。

最後に、地方自治のところで、これは今年2010年4月に、小野さん（注：小野慶司法書士）にお願いしました。小野さんは浅井さんの授業のときに見学いらして、小野さんは宇治市で司法書士事務所があるのですが、滋賀県の安土町の方で面白い活動をやっている（注：安土町の近江八幡市への合併への反対運動とその後の新安土町設置運動）と、そのときに情報をもらいまして。市町村合併でどうやって安土町の名前を残すのかということで、面白そうだから授業で話してくださいよって言っていたら、小野さんから山のような資料が送られてきて。（笑）それだけではなくて、内容もとても面白かったんですね。なぜかという、これはワイドショーでも取り上げられたので知っておられる方もあるかも知れませんが、安土町では町長が住民の意見を聞かずに勝手に合併を決めてしまって、ちゃんと住民投票条例に基づいて決着するというにしていればこういうことは起こらなかったと思うのですが、多くの安土を守りたいという人たちが、町長をリコールする。続いて、それを支えていた町議会も解散させてしまいます。で、自分たちの思いを実現するために、地方自治法を完全に駆使して行動したということなんです。それが1か月ぐらい、ニュースが毎日のようにメールで私のところに添付ファイルとして送られてきていました。

資料の最後のところで、「安土町の合併にかかわる動き」というところ。色々書かれていますけれど。まず最初に、住民投票条例をかけてくれと求める直接請求を行ないます。町長がこれを受けずに却下したので、町長をリコールします。次に、議会を解散して選挙を行います。合併反対派の町長が誕生したり、議会の情勢が変わっていったりということがありました。教科書には、実は、地方自治法も載ってまして、監査請求の場合にはどれぐらいいるとか、リコールの場合には住民の何分の一が必要かということ、1/50とか1/3とか。そういうのを覚えるのではなく、どういう意味を持つのかということが大事でして、小野さんの情熱のこもった授業を聞いていますと、「お、地方自治法って使えるやん。」と。自分達が何か思いがあってこの町を変えたいとか、自分達が条例を作りたいということがあった場合に、それが実現できるということを伝える。そういうことで、能動的な市民を育てるという意味で、非常にこの授業はおもしろかったなと思っています。

実際に生徒からの質問も面白かったですよ。何人くらいで取り組んだのですかという質問に、小野さんは、安土町の 9000 人ぐらいの有権者のうち 90 人ぐらいだと。そうすると、「1%の人が集まれば町が変わるんだ!」ということを生徒が言っていて、大体みんな世の中なんて変わらないって思ってますから、世の中の1%の人が思いを合わせたら町を動かせるんだということが生徒に伝わったようで、そういった学びが得られたと思います。

3つの事例を挙げましたが、僕の法教育は、単に法を守れというのではなく、自分たちで法を作るとか、自分たちの思いを実現する、社会と結びついていくために法はある、そういったことを教えたいなと思っています。そういったときに、いろんな新聞記事をもってきてこういうことがあったんだよと私が話すのは簡単ですが、それではなかなかこういうことは伝わらなかったでしょう。司法書士の先生方が、様々な社会でかかわっている事実を教室に持ち込んでいただく。こういったケースがあるんだよ、その場合に法をどう使って解決ができるんだよとか。さまざま相続関係とか成年後見人としての活動とか、司法書士さんはいろいろなことをされている。社会での色々な出来事、社会をつないでいく事件、事例を教室に持ち込んでいただいて、生徒たちが社会を見ていく目を見開いていけるような、そういう事例をお話いただければいいかなと思います。小牧さんは大阪ですのでなかなか京都にはきてくれませんが、またジェンダー関係にもついても話をしていただければと。また、大阪にはホームレスの支援をされている司法書士先生もいらっしゃいます。児童養護施設を回られて、おとなになったときのために法を教えている。そういった話をしていただくのは、とても有効です。様々な分野で司法書士の先生方は活動なさっているので、学校現場ではそれを生かしてお話ししていただくことが大きいので、事例を紹介することで、こういった形で現場に入っていけるんだなど、感じていただけたら今日はよかったなと思います。

西脇

4人の先生に、それぞれの立場から報告をしていただきました。ここで休憩をとります。その間に、質問がある方は、質問票に書いていただきまして、それをもとに後半に意見交換をしていきたいと思います。

(休憩)